

学術交流のための申し合わせ

韓国日本学会と昭和文学会（日本）との「学術交流協定書」の第5条に基づき、交流と協力の詳細を以下通り定める。

1. 学術交流のありかたに関する基本的な考え方

それぞれの学会における学術的蓄積の交流を、お互いの学問分野への知的刺激として捉え、さらに、両学会ならびに両学会員の相互交流によって、それぞれの学会活動がより一層充実することを目指すものとする。

2. ホームページの相互リンクと機関誌の交換

相互の学術交流のために、お互いの学会のホームページを相互にリンクする。また各年度に刊行された両学会の機関誌を相互に交換する。その際の送料などは、送付元学会の自己負担とする。

3. 審査費、審査制度および掲載費

両学会員の学術交流を促すために、相互の機関誌への投稿を認める。相互の投稿条件などについては、必要に応じて両学会の担当者で話し合いの上、手続きを定める。また、投稿と掲載に関わる費用負担は対等とする。なお、相手の学会へ投稿できる論文の上限数については別途定めるものとする。

4. 全国学会での研究発表

それぞれの学会員は、お互いの学会の「姉妹会員」として、お互いの学会における研究発表に応募することができるものとする。応募の採否、日程などの大会運営に関しては、相手の学会の決定に従うこととする。また、発表に関わる渡航費、滞在費、参加費、懇親会費などは、原則として発表者個人の負担とする。

5. 全国大会への学会関係者の招聘

それぞれの学会は、お互いの学会の全国大会開催に際して、パネルディスカッション、講演などに相応しい会員を相手学会の推薦によって招聘できる。パネルディスカッション、講演などの種別、日程などの大会運営に関しては、相手の学会の決定に従うこととする。また、招聘に関わる渡航費、滞在費、参加費、懇親会費などは、協議の上これを定める。

附則

1. 投稿論文数について 相手の学会に投稿できる論文の上限数は、必要と事情に応じて、両学会の担当者間で話し合いのうえ決定し、変更できる。なお投稿の要領、分量、形式などは相手の学会機関誌の投稿規定などに従うこととする。
2. 掲載誌の受領 論文掲載者は必要に応じて、それぞれの学会の規定または決定に従い、掲載誌などを受領できる。

2020年6月20日

韓国日本学会 会長

昭和文学会（日本） 代表幹事

金煥基



牛田哲也

